

川西組金津澤新田村方送遣候

病人越後国三島郡与板安
病人越後国三島郡与板安

永町栄八与申者村々二而病体
永町栄八与申者村々二而病体

見届相变義も候ハ、其所二留
見届相变義も候ハ、其所二留

置早速医療可差加相变
置早速医療可差加相变

義も無之候ハ、其趣村々致添書
義も無之候ハ、其趣村々致添書

村送を以可送遣候尤当人願
村送を以可送遣候尤当人願

書并送状村々添書所持之
書并送状村々添書所持之

品とも不取落様可送
品とも不取落様可送

遣者也
遣者也

万延二酉
二月廿八日 靱山理輔印

二月廿八日 靱山理輔
川西組金津澤新田村方

戸持末方
右通板安村

肝煎宛て
肝煎宛て

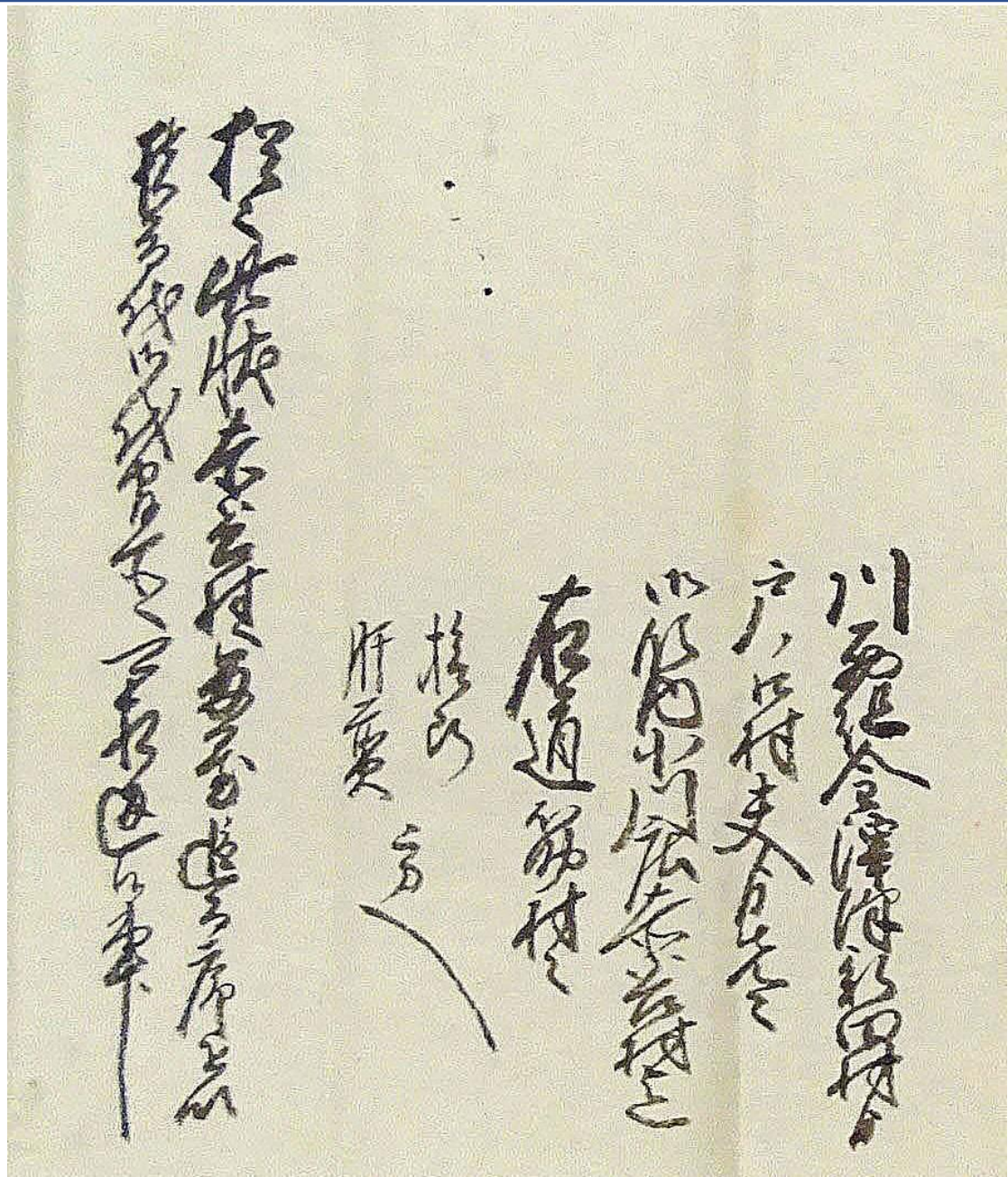
控々世快者
控々世快者

書多御心成り
書多御心成り

POINT

- ・万延2年(1861)2月28日付けで作成されています。この年の干支は、社会変革が起こると考えられていた「辛酉」。変革を防ぐため、2月19日に文久へ改元されましたが、この古文書ではそのまま万延が使われています。
- ・会津藩の代官・靱山理輔から村役人の検断・肝煎宛てに出されています。
- ・越後国三島郡与板安永町(新潟県長岡市与板町)出身の栄八は旅の途中で体調を崩し、金津澤新田村(猪苗代町翁沢金子沢)で動けなくなってしまいました。沿道の村に協力してもらって、村送りで帰路に就きました。村送りとは、村伝いに旅の病人等を送り届けることをいいます。

* 出題資料は、当館の収蔵資料です。
(資料番号：H198701169)



猶々此状赤谷村へ留置追而序を以
猪苗代御代官所へ可相返候事

川西組金滓澤新田村方

戸ノ口村方先々

御領内小川庄赤谷村迄

右道筋村々

検断
肝煎 方へ

川西組金滓澤新田村方

戸ノ口村方先々

御領内小川庄赤谷村迄

右道筋村々

検断

肝煎

方へ

猶々此状赤谷村へ留置追而序を以
猪苗代御代官所へ可相返候事